

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年 8 月 30 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国 民 年 金 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800073号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800040号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成18年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで

ねんきん定期便を見ると、A社における厚生年金保険の資格取得年月日は平成18年5月1日と記録されているが、請求期間に同社に勤務しており、保管している給与明細書を見ると、同年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された請求者に係る平成18年賃金台帳、同社の回答、請求者から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書により、請求者が、請求期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び給与明細書により確認又は推認できる報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年4月1日を資格取得年月日とする届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、請求者に係る同年4月分の厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、事業主から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員資格取得確認および報酬標準給与決定通知書」及びC基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員資格取得届」における資格取得年月日が平成18年5月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日とする「厚生年金保険被保険者資格取得届」が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800047号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800020号

## 第1 結論

平成4年6月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年6月

私は、時期は定かではないが、A県B市C区役所に出向き、同区役所の窓口において、国民年金の種別変更手続きを行った。その後、私は、60歳までの国民年金保険料を欠かさず納付してきた。

しかし、日本年金機構から届いた書類を見ると、請求期間の国民年金保険料について、未納と記録されている。実際に納付した時期や方法についてはよく覚えていないが、私が所持する元夫名義のD銀行E支店(現在はF銀行G支店)の総合口座通帳(以下「通帳」という。)からは、請求期間の国民年金保険料を口座振替で納付した記録が確認できる。当該通帳を資料として提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された通帳を見ると、平成4年6月26日に、請求期間当時の国民年金保険料額と一致する額「9,700円」及び摘要欄に「年金」の記載が確認できることから、当該記載内容は、請求期間当時、国民年金保険料が口座振替で納付されたものと推認できる。

しかしながら、通帳には、平成3年11月から平成4年10月までの各月において、上記と同じ「年金」の記載が確認できるところ、当該記載のある日付は、当時同居していた請求者の長男に係るオンライン記録の国民年金保険料の収納年月日と一致している上、平成4年11月26日以降については二人分の国民年金保険料が口座振替されていることから、請求者の国民年金保険料は同日から口座振替による納付が開始されたものと考えられ、請求期間である平成4年6月26日に係る通帳の記載は、請求者ではなく請求者の長男に係る国民年金保険料であることが推認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の資格得喪年月日は、当初、平成4年8月6日付けで、同年7月1日と記録された後、平成8年8月23日付けで、当該種別変更の資格得喪年月日を平成4年7月1日から同年6月30日に変更されており、当該変更時点(平成8年8月23日)までは、請求者は請求期間において、国民年金第3号被保険者として記録されていたことから、請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、納付書及び口座振替のいずれの納付方法によっても現年度納付をすることができない。

さらに、請求者の資格得喪年月日に変更された平成8年8月23日において、請求期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することができず、過年度納付もすることはできない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書控等) はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800065号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800041号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月25日から同年4月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が平成元年3月25日と記録されているが、同社において、同年3月31日まで勤務していたので、資格喪失年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は平成元年3月25日であるところ、同日を含む請求期間について、同社は、請求者が勤務していたか否かは不明である旨回答している。

また、A社の事業主は、「請求期間当時の担当者は退職しており、資料も残っておらず、当時の代表取締役にも請求者の勤務状況等を覚えていない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所に確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録があり、所在の判明した元同僚二人に照会し、一人から回答を得たが、当該元同僚は、「請求者はA社に勤務していたが、退職年月日については記憶がない。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、元同僚から確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。